

千葉県告示第1028号

千葉県都市農業交流センター設置管理条例（平成18年千葉県条例第55号）第14条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年12月27日

千葉市長 神谷 俊一

1 名称

千葉県下田都市農業交流センター

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

下田ふれあい交流施設管理運営組合

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉県若葉区下田町1210番地

下田ふれあい交流施設管理運営組合 組合長 石橋 重次

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで